

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示**

令和7年5月13日

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所長 安達 崇

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、日本海側の港湾で課題となっている波浪等による漂砂や河川からの流下土砂による水域施設の埋塞及び洗掘のメカニズムの解明と将来的な対策の検討を行うものである。

なお、近年、台風襲来に伴う河川流出土砂や隣接する海浜からの漂砂による航路・泊地の埋没の発生及び、台風通過後の水域施設の埋没と同時に防波堤堤頭部の洗掘が確認されている鳥取港を対象とする。

本業務の実施にあたっては、十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している必要があることから、4. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

(特殊な技術・手法等)

- 1) 鳥取港において高波浪・台風通過後、早急に深浅測量を実施できること。
- 2) 深浅測量結果から洗掘と波浪との関係を解析・評価する能力を有すること。
- 3) 洗掘と対策を検討するため多方向不規則波を発生させることができる平面2次元波動水槽と一方向不規則波造波水槽を保有又は使用できること。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な十分な知見、特殊な技術、ノウハウ、手法等を有し、かつ自在に駆使することで特定のテーマの解決策を見いだすことができる能力を有している法人等(以下、「特定法人等」という。)との契約手続きに移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

日本海側港湾の防波堤周辺の波浪等による漂砂(洗掘)に関する研究委託

(2) 業務内容

- ①地形変化特性の検討
- ②地形変化のメカニズムの解明及び再現性の検討

(3) 履行期限

令和8年3月16日

3. 業務目的

本業務は、日本海側の港湾で課題となっている波浪等による漂砂や河川からの流下土砂による水域施設の埋塞及び洗掘のメカニズムの解明と将来的な対策の検討を行うものである。

なお、近年、台風襲来に伴う河川流出土砂や隣接する海浜からの漂砂による航路・泊地の埋没の発生及び、台風通過後の水域施設の埋没と同時に防波堤堤頭部の洗掘が確認されている鳥取港を対象とする。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ②中国地方整備局から指名停止等の措置要領(昭和59年3月31日付港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 特殊な技術・手法等に関する要件

- ①鳥取港において高波浪・台風通過後、早急に深淺測量を実施できること。
- ②深淺測量結果から洗掘と波浪との関係を解析・評価する能力を有すること。
- ③洗掘と対策を検討するため多方向不規則波を発生させることができる平面2次元波動水槽と一方向不規則波造波水槽を保有又は使用できること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒734-0011 広島市南区宇品海岸3-10-28 庁舎4階

中国地方整備局 広島港湾空港技術調査事務所 総務課

電話：(082) 250-1901 E-mail：hirogicho-soumu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和7年5月13日(火)から令和7年6月2日(月)まで(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年6月2日(月)16時00分(1)に同じ。

持参、郵送(書留郵便に限る。)または電送(事前に担当部局へ連絡を入れること)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の

提出予定期限：令和 7 年 6 月 2 6 日（木）16 時 00 分

- （４）中国地方整備局（港湾空港関係）における令和 7・8 年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない場合も 5.（３）により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- （５）詳細は説明書による。